

市バス代車運用手順書
(令和 3 年 4 月 長野市都市整備部交通政策課)

1 基本事項

(1) 策定の目的

この手順書は、市バス車両に故障等が発生した場合において、市民への影響を最小限に抑えるため、代車の運用についてあらかじめ定めるものである。

(2) 配布の範囲

この手順書は、交通政策課が策定し、市バス運行事業者のほか、管財課、戸隠支所、鬼無里支所、大岡支所、信州新町支所及び中条支所に配布する。

(3) その他

交通政策課は、必要に応じて、市バス運行事業者及び代車を所管する所属と協議の上、この手順書の見直しを行うものとする。

2 代車による運行の手順

(1) 市が所管する車両により代車運行する場合

- ① 市バス運行事業者は、代車による運行の必要が生じた場合、速やかに運行管理の責任者に報告する。
- ② 運行管理の責任者は、交通政策課に故障等の状況を報告し、代車による運行が必要である旨を申し出る。
- ③ 交通政策課は、代車手配の依頼を受け、表 1～3 の車両の予約状況を確認し、車両の所管先に予約を依頼する。

(表 1) 管財課所管車両

駐車場所	車番	登録番号	車名	乗車定員
車両管理(居町)	52-2	長野 200 さ 10	コースター	29 人乗り
車両管理(居町)	2-9	長野 200 さ 286	コースター	29 人乗り

(表 2) 支所所管車両

駐車場所	車番	登録番号	車名	乗車定員
戸隠支所	5-69	長野 501 に 1841	セレナ	8 人乗り
鬼無里支所	4-266	長野 400 そ 8902	ファミリア	5 人乗り
鬼無里支所	4-254	長野 400 そ 8914	ファミリア	5 人乗り
中条支所	4-239	長野 400 た 2630	プロボックス	5 人乗り

(表3) 交通政策課(各地区市バス運行事業者) 所管車両

駐車場所	車番	登録番号	車名	乗車定員
大岡支所	5-84	長野 501 め 7085	ノア(助手席リフト付き)	7人乗り
信州新町バス車庫	2-30	長野 200 さ 1430	ハイエース	14人乗り
中条バス車庫	5-65	長野 300 む 998	ノア(助手席リフト付き)	8人乗り
鬼無里バス車庫	5-77	長野 501 ま 7225	ノア(助手席リフト付き)	7人乗り

- ④ 交通政策課は、代車での運行を市バス運行事業者へ指示する。
- ⑤ 市バス運行事業者は、交通政策課の指示に基づき代車による運行を行う。なお、代車の輸送(回送)は、原則として、代車を借用する市バス運行事業者が行うこととし、車両を所管する者は、車両及び車両の鍵の受け渡しに協力することとする。
- ⑥ 市バス運行事業者は、代車による運行後、原則として、通常使用による劣化・磨耗を除き、引渡し時の状態で車両を返還する。
- ⑦ 市バス運行事業者は、代車による運行について業務日報に記入する。
- ⑧ 運行管理の責任者は、止むを得ない故障等を除き、故障等が発生した原因の究明に当たるとともに、再発防止に努めるものとする。

(2) 市バス運行事業者が所有する車両により代車運行する場合

- ① 市バス運行事業者は、代車として使用する車両について、事前に交通政策課への届け出を行った上で、使用するものとする。
- ② 交通政策課は、届け出に基づき、長野県へ車両の登録手続きを行う。(事実発生日から1か月以内)
- ③ (1)と同様に代車による運行を行う。(③⑥は適用外)